

## 平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

|           |            |                     |      |       |      |
|-----------|------------|---------------------|------|-------|------|
| 評価対象事務事業名 | 障がい者相談支援事業 |                     |      | 事業コード | 0393 |
| 担当課等      | 所属名        | 保健福祉部 障がい福祉課        | 担当係名 |       |      |
|           | 課長名        | 保健福祉部 障がい福祉課長 佐々木幸司 | 担当者名 | 菅原 順子 | 電話番号 |

## 1. 事務事業の基本情報

|   |   |                 |          |                 |                                      |          |
|---|---|-----------------|----------|-----------------|--------------------------------------|----------|
| 総合計画体系  | 施策の柱  | いきいきとして安心できる暮らし | コード<br>1 | 施策              | 共に歩む障がい者福祉の実現                        | コード<br>3 |
|   | 基本事業  | 障がい者福祉サービスの充実   | コード<br>2 | 関連予算<br>費目名     | 一般会計 3款 1項 2目 障がい者相談支援事業<br>(001-09) |          |
|   | 特記事項  |                 |          |                 |                                      |          |
| 事業期間  | <input type="radio"/> 単年度 <input checked="" type="radio"/> 単年度繰返 <input type="radio"/> 期間限定複数年度 |                 |          | ⇒ (開始年度 平成9年度～) |                                      |          |
| 事務事業の概要   | 障がい者の社会生活を高めるために、各種相談支援を行う。   |                 |          |                 |                                      |          |
| 根拠法令等   | 障害者自立支援法  |                 |          |                 |                                      |          |
| この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)   |   |                 |          |                 |                                      |          |
| <p>身体障がい者に対する相談支援事業は平成9年度から実施。その他の障がいについては、障害者自立支援法施行に伴い、平成18年10月から身体障害者相談事業も含めて盛岡広域圏で実施することとなった。また、市民の身近な場所に相談窓口を設置し、障がい者の地域生活の実現に向けた体制を確立するため、身体障害者福祉法12条の3、知的障害者福祉法15条の2に基づいて、障害者相談員を配置している。</p>   |   |                 |          |                 |                                      |          |
| この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか   |   |                 |          |                 |                                      |          |
| <p>本事業については、相談者の相談内容も複雑多岐に渡ってきており、相談支援専門員に求められる力量を含め、事業全体の充実を望む意見が寄せられている。(委託料の増額など含む。)</p>   |   |                 |          |                 |                                      |          |
| 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか  |   |                 |          |                 |                                      |          |
| <p>平成18年度、障害者自立支援法施行後、本事業において障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な情報いきょうや助言、障害福祉サービスの利用支援を行い、相談者も年々増加していた。平成20年度からは、地域生活支援事業の中の地域活動支援センターI型事業として相談事業も行われるようになり、更に充実したサービスが提供可能となった。特に、精神障がい者の相談をI型事業で対応可能になったことにより、相談支援事業での相談者は、20年度は若干減少したものの、21年度・22年度は増加傾向にある。特に、22年度は、前年度より756件も増加している。また、実人員は前年度比52.8%(679件減少)したものの、延べで756件増加ということで、一人の相談者に対して何度も相談支援が必要な状況であったことが考えられる(相談内容等が複雑多岐になっており、困難事例が増えている)。また、国では、障害者自立支援法を廃止し、平成25年8月までに総合福祉法(仮称)を制定することになっており、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策見直しまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、その中で、相談支援事業の充実(平成24年4月1日施行)が明記されている。ここでは、相談支援体制の強化(市町村に基幹相談支援センターの設置、自立支援協議会を法律上位置づける、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)と支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大が記されている。このことを踏まえ、23年度は前記の内容の実現に向けて検討を重ね、実施していく必要がある。</p> |   |                 |          |                 |                                      |          |

## 2. 事務事業の実施状況(Do)

|  |   |                          |  |    |   |
|--|---|--------------------------|--|----|---|
| ①対象<br>(誰を、何を対象としているのか)                | ⇒ | ②対象指標<br>(対象の大きさを示す指標)   | A. 障がいのある人の数                               | 単位 | 人 |
|  |   |                          | B.   | 単位 |   |
|  |   |                          | C.   | 単位 |   |
| ③手段<br>(事務事業の内容、やり方、手順)                | ⇒ | ④活動指標<br>(事務事業の活動量を示す指標) | A. 利用者の実人員                                 | 単位 | 人 |
|  |   |                          | B. 利用者の延べ人員                                | 単位 | 人 |
|  |   |                          | C.   | 単位 |   |
| ⑤意図<br>(この事業により対象をどのように変えるのか)          | ⇒ | ⑥成果指標<br>(意図の達成度を示す指標)   | A. 利用者の実人員<br>【指標の性格: ● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】  | 単位 | 人 |
|  |   |                          | B. 利用者の延べ人員<br>【指標の性格: ● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】 | 単位 | 人 |
|  |   |                          | C.<br>【指標の性格: ○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】          | 単位 |   |
| ⑦結果<br>(上位基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するか) | ⇒ | ⑧上位成果指標<br>(上位基本事業の成果指標) | 就労している障がい者割合(障がい者アンケート)(単位: %)             |    |   |

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

| 区分        | 指標名       | 単位 | 20<br>年度実績 | 21<br>年度実績 | 22<br>年度計画 | 22<br>年度実績 | 23<br>年度計画 | 24<br>年度計画 | 目標年度<br>目標値    |
|-----------|-----------|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----------------|
| 対象<br>指標A | 障がいのある人の数 | 人  | 12576      | 15,969     | 15,969     | 16,382     | 16,382     | 16,382     | 26年度<br>16,500 |
| 対象<br>指標B |           |    |            |            |            |            |            |            | 年度             |
| 対象<br>指標C |           |    |            |            |            |            |            |            | 年度             |
| 活動<br>指標A | 利用者の実人員   | 人  | 1687       | 1,435      | 1,500      | 757        | 800        | 800        | 26年度<br>1,000  |
| 活動<br>指標B | 利用者の延べ人員  | 人  | 6340       | 4,878      | 4,900      | 5,634      | 5,700      | 5,700      | 26年度<br>6,000  |
| 活動<br>指標C |           |    |            |            |            |            |            |            | 年度             |
| 成果<br>指標A | 利用者の実人員   | 人  | 1687       | 1,435      | 1,500      | 757        | 800        | 800        | 26年度<br>1,000  |
| 成果<br>指標B | 利用者の延べ人員  | 人  | 6340       | 4,878      | 4,900      | 5,634      | 5,700      | 5,700      | 26年度<br>5,700  |
| 成果<br>指標C |           |    |            |            |            |            |            |            | 年度             |

⑩事務事業に係る事業費

| 区分       | 指標名                      | 単位 | 20<br>年度実績 | 21<br>年度実績 | 22<br>年度計画 | 22<br>年度実績 | 23<br>年度計画 | 24<br>年度計画 | ***** |
|----------|--------------------------|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------|
| 事業費      | A                        | 千円 | 33,759     | 33,592     | 33,644     | 33,644     | 33,706     | 33,750     | ***** |
| 財源<br>内訳 | ④国                       | 千円 |            |            |            |            |            |            | ***** |
|          | ⑤県                       | 千円 |            |            |            |            |            |            | ***** |
|          | ⑥地方債                     | 千円 |            |            |            |            |            |            | ***** |
|          | ⑦一般財源                    | 千円 | 33,759     | 33,592     | 33,644     | 33,644     | 33,706     | 33,750     | ***** |
|          | ⑧その他                     | 千円 |            |            |            |            |            |            | ***** |
|          | 合計(④~⑧)(=A)              | 千円 | 33,759     | 33,592     | 33,644     | 33,644     | 33,706     | 33,750     | ***** |
|          | 延べ業務時間数                  | 時間 | 120        | 120        | 120        | 120        | 120        | 120        | ***** |
|          | 職員人件費(B)(臨時職員賃金は、事務費に含む) | 千円 | 480        | 480        | 480        | 480        | 480        | 480        | ***** |
|          | トータルコスト(A)+(B)           | 千円 | 34,239     | 34,072     | 34,124     | 34,124     | 34,186     | 34,230     | ***** |


3. 事務事業の評価(See)

|       |   |  |
|-------|---|--|
| 必要性評価 | ① 施策体系との整合性<br>この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？           | <input type="radio"/> 見直す余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ<br><input checked="" type="radio"/> 結びついている  |
|       | ② 公共関与の妥当性<br>市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？             | <input type="radio"/> 見直す余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ<br><input checked="" type="radio"/> 妥当である<br>↳「妥当」とする理由: <input checked="" type="radio"/> 法定事務である <input type="radio"/> 内部管理事務である <input type="radio"/> その他  |
|       | ③ 対象の妥当性<br>対象の設定は現状のままでもいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？ | <input type="radio"/> 拡大または絞る余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ<br><input checked="" type="radio"/> 現状で妥当である<br>↳「妥当」とする理由: <input checked="" type="radio"/> 法定事務である <input type="radio"/> 内部管理事務である <input type="radio"/> その他   |
|       | ④ 意図の妥当性<br>意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？       | <input type="radio"/> 拡大または絞ることができる ⇒ 4. 事務事業の改革案へ<br><input checked="" type="radio"/> 現状で妥当である<br>↳「妥当」とする理由: <input checked="" type="radio"/> 法定事務である <input type="radio"/> その他  |
| 有効性評価 | ⑤ 成果の向上余地<br>成果がもっと向上する余地はありますか？                        | <input checked="" type="radio"/> 向上余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ<br><input type="radio"/> 向上余地がない<br>その内容: 相談件数を増やすことだけでなく、相談支援の質が向上することにより、社会参加できる障がい者数が増加すると思われる。   |
|       | ⑥ 廃止・休止の影響<br>事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？           | <input type="radio"/> 影響がない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ<br><input checked="" type="radio"/> 影響がある<br>その内容: 障がい者自立のための相談支援体制が脆弱となり障がい者の地域移行・就労支援などが困難になる。  |
|       | ⑦ 類似事務事業との関係<br>類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？             | <input checked="" type="radio"/> 類似事業がある<br><input type="radio"/> 類似事業がない<br>事業名: 地域活動センター I 型設置事業(地域生活支援事業)<br>※類似事業がある場合、その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか？<br>統廃合・連携検討 <input type="radio"/> できる ⇒ 4. 事務事業の改革案へ<br><input checked="" type="radio"/> できない<br>理由: どちらも各々の立場で相談業務を担っており、連携を図っている。統廃合は相談支援体制を脆弱にし、障がい者の地域移行・就労支援など障がい者の自立を交代させる要因と思われる。 |
| 効率性評価 | ⑧ 事業費の削減余地<br>成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？                 | <input type="radio"/> 削減余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ<br><input checked="" type="radio"/> 削減できない<br>理由: 相談者数の増加や相談内容が複雑多岐にわたってきており、委託料の大半をしめている相談支援専門委員の人員費をこれ以上の削減は困難  |
|       | ⑨ 人件費の削減余地<br>成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？         | <input type="radio"/> 削減余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ<br><input checked="" type="radio"/> 削減できない<br>理由: 著有無時間を減らす努力をしているので、これ以上の削減は難しい。   |
| 公平性評価 | ⑩ 受益機会の適正化余地<br>受益機会の適正化余地はありますか？                       | <input type="radio"/> 適正化余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ<br><input checked="" type="radio"/> 公平・公正である<br><input type="radio"/> 特定の受益者はいない<br>理由: 4ヶ所の相談支援事業所は、どの障がい種別に大しても相談支援を行っており、受益機会は公平である。  |
|       | ⑪ 費用負担の適正化余地<br>受益者の費用負担の適正化余地はありますか？                   | <input type="radio"/> 適正化余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ<br><input checked="" type="radio"/> 公平・公正である<br><input type="radio"/> 特定の受益者はいない<br>理由: 障がいのある人に対する相談支援事業であり受益者負担は考えられない。  |

4. 事務事業の改革案(Plan)

|         |   |
|---------|---|
| 改革／改善方向 | <p>①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など)<br/>※複数ある場合は、代替案その1, 代替案その2とすること</p> <p>障害者自立支援法の中核事業であり、法律が変更されてもちいきの相談支援体制の強化や質の向上のためには、更なる事業の充実が必要となる。また、国から示されている障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であげられている相談支援の充実(相談支援体制の強化・支給決定ぶろせすの見直し、サービス等利用計画作成のたししょうしゃの大幅な拡大)について、平成24年4月1日施行に向けて自立支援協議会相談支援分科会の中で検討していく予定である。</p> <p>②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？<br/>(関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む)</p> <p>委託料の算定基準を明確化する必要があるが、これまでの委託経緯や委託先の体制・相談者数だけでは計れない業務量など課題も多い。23年度は、自立支援協議会の相談支援分科会において早期に検討を行い、課題解決を図っていく予定である。</p> |
|---------|---|

5. 課長意見

|   |   |   |   |  |
|---|---|---|---|--|
| 一次評価  | <p>(1)一次評価者としての評価結果</p> <p>① 必要性      ● 妥当              ○ 見直し余地あり<br/>② 有効性      ○ 妥当              ● 見直し余地あり<br/>③ 効率性      ● 妥当              ○ 見直し余地あり<br/>④ 公平性      ● 妥当              ○ 見直し余地あり</p>  | <p>(2)全体総括(振り返り, 反省点)</p> <p>この事業は、障がい者の支援を行うために最も基本となる事業であり、盛岡広域障害者自立支援協議会を構成する市町村が共同で事業を委託している。協議会については広域での設置で良いかなど再検討すべきとの意見も出ており、相談支援事業についてもその中で検討することとしている。</p> <p>国においては「障害者自立支援法」を廃止して新しい制度を作るための検討を続けており、相談支援についても今後の方向性が示されてくるものと考えられる。また、新しい制度が実施されるまでの間の対応として、平成22年12月に「障害者自立支援法」が一部改正されており、平成24年4月に施行されるものとして相談支援の改善もあり、これへの対応が必要である。</p> |   |  |
| 今後の方向性と改革改善案  | <p>(3)今後の事務の方向性(改革改善案)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 終了    <input checked="" type="checkbox"/> 継続<br/> <input type="checkbox"/> 廃止    <input type="checkbox"/> 休止             </td> <td> <input type="checkbox"/> 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)<br/> <input checked="" type="checkbox"/> 改革改善を行う<br/> <input type="checkbox"/> 事業統廃合・連携             </td> </tr> </table> |   | <input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続<br><input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 | <input type="checkbox"/> 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)<br><input checked="" type="checkbox"/> 改革改善を行う<br><input type="checkbox"/> 事業統廃合・連携 |
| <input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続<br><input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 | <input type="checkbox"/> 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)<br><input checked="" type="checkbox"/> 改革改善を行う<br><input type="checkbox"/> 事業統廃合・連携  |   |   |  |
|   |   |   |   |  |
| <p>方向付けの理由と改革改善の内容</p> <p>盛岡広域障害者自立支援協議会での協議や国の制度改正に対応しながら、相談支援体制の改善を図っていく。</p>   |   |   |   |  |